

徳島県警察本部訓令第23号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成14年5月28日

徳島県警察本部長 伴 敏之

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の事務取扱いに関する訓令
(目的)

第1条 この訓令は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）その他の法令に規定するもののほか、自動車運転代行業に係る公安委員会の事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書の受理)

第2条 法第5条第1項の申請書（以下「申請書」という。）の受理は、法第4条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の主たる営業所の所在地を管轄する署（以下「管轄署」という。）において行う。

2 署長は、申請者から申請書の提出を受けたときは、当該申請書が規則第4条に規定する様式を満たすこと及び政令第1条に規定する添付書類が添付されていることを確認の上、受理するものとする。

(認定の上申)

第3条 署長は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかに申請書及びその添付書類の記載事項の内容を調査し、自動車運転代行業認定進達書（別記様式第1号）に当該申請書及びその添付書類並びに調査結果を記載した書類を添えて交通企画課長を経由して上申しなければならない。

(認定等の協議・通知)

第4条 前条の上申に基づき法第5条第2項の規定による認定（以下「認定」という。）又は同条第3項の規定による認定の拒否（以下「認定拒否」という。）を行うときは、交通企画課長は、法第5条第4項に規定する国土交通大臣との協議を認定に関する協議書（別記様式第2号）により行わなければならない。

2 前項の協議が整い本部長又は公安委員会の決裁を得たときは、交通企画課長は管轄署の署長に認定又は認定拒否の処分を行うことを直ちに連絡するとともに、速やかに規則第6条に規定する認定証（以下「認定証」という。）又は認定に関する通知書（別記様式第3号）を作成し、当該署長に送付するものとする。

る。

- 3 前項の連絡を受けた署長は、直ちに申請者にその旨を通知するとともに、認定書又は認定に関する通知書が送付されたときは速やかに申請者に交付するものとする。この場合において、認定に関する通知書を交付するときは、申請者から受領書（別記様式第4号）を徴し、交通企画課長に送付するものとする。

（認定の取消し）

第5条 署長は、認定を受けた自動車運転代行業者が法第7条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに調査し、その結果を本部長に報告しなければならない。

- 2 交通企画課長は、公安委員会が法第7条の規定により認定を取り消そうとするときは、法第7条第2項に規定する国土交通大臣との協議を認定取消協議書（別記様式第5号）により行い、その同意を得た上で、公安委員会の決裁を受け、認定取消処分通知書（別記様式第6号）を作成し、管轄署の署長に送付するものとする。

- 3 署長は、前項の規定により認定取消処分通知書の送付を受けたときは、速やかに当該認定証の交付を受けた者に対し、認定取消処分通知書を交付し、当該認定証の返納を求めるとともに、受領書（別記様式第7号）を徴し、交通企画課長に送付するものとする。

（認定証の再交付、変更の届出等）

第6条 法第5条第5項に規定する再交付の申請（以下「再交付申請」という。）、法第8条第1項に規定する変更の届出（以下「変更届出」という。）及び法第8条第3項に規定する書換えの申請（以下「書換申請」という。）の受理は、管轄署が行う。

- 2 署長は、前項の申請等があったときは、その区分に応じ、次に掲げる事項を確認の上、受理するものとする。

- (1) 再交付申請の場合

規則第7条に規定する再交付申請書の様式を満たすか。

- (2) 変更届出の場合

ア 規則第9条に規定する様式を満たすか。

イ 政令第3条第2項に規定する添付書類は添付されているか。

- (3) 書換申請の場合

ア 前号の変更届出としての要件を満たすか。

イ 認定証は添付されているか。

- 3 前項の書類を受理した署長は、当該書類の記載事項を調査の上、当該書類にその調査結果を記載した報告書を添えて交通企画課長を経由して上申しなけれ

ばならない。

- 4 前項により上申を受けた交通企画課長は、再交付申請及び書換申請の場合は、当該申請が適当と認められるときは新たな認定証を作成し、署長に送付するものとする。また、変更届出の場合は、法第8条第2項の規定に基づき国土交通大臣に変更届出通知書（別記様式第8号）で通知するものとする。
- 5 署長は、前項の規定により新たな認定証の送付を受けたときは、当該認定証を速やかに当該再交付申請又は書換申請を行った者に交付しなければならない。

（認定証返納届出書の受理）

第7条 法第9条の規定による認定証の返納は、署において受理するものとする。

- 2 署長は、認定証の返納を受けるときは、認定証の交付を受けた者又は法第9条第2項の規定により認定証を返納すべき者から認定証返納届出書（別記様式第9号）を徴し、当該認定証とともに速やかに交通企画課長に送付しなければならない。

- 3 交通企画課長は、前項の規定により認定証の返納の送付を受けたときは、法第9条第3項の規定に基づき国土交通大臣に認定証返納通知書（別記様式第10号）で通知するものとする。

（報告又は資料の提出要求）

第8条 署長は、法第21条第1項の規定により報告又は資料の提出を求める必要があるときは、当該自動車運転代行業を営む者の氏名又は名称、報告を求める事項又は提出を求める資料及びその理由を本部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

（立入検査）

第9条 法第21条第1項の規定により行う立入検査（以下「立入検査」という。）

は、法に違反する行為又は特異な事犯を発見したときに実施する。

- 2 立入検査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 立入検査を行う職員は、身分証明書（別記様式第11号）を携帯し、立入検査前に関係者に提示すること。
 - (2) 立入検査は、必要な範囲にとどめ、いたずらに自動車運転代行業を営む者の自由を害することのないようにすること。
 - (3) 書類、帳簿類その他の検査は、当該営業所の責任者又はこれに代わるべき者を立会わせて紛議を生じないようにすること。
- 3 署長は、立入検査を実施したときは、その結果を立入検査実施表（別記様式第12号）に記載し、本部長に報告しなければならない。

（行政処分の上申）

第10条 署長は、自動車運転代行業を営む者に対し、法第22条第1項の規定による指示又は法第23条第1項若しくは法第24条第1項の規定による命令を行う必要があると認めたときは、自動車運転代行業者に対する行政処分上申書（別記様式第13号）に疎明資料を添えて速やかに本部長に上申しなければならない。

2 法第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による指示及び命令に係る行政処分の上申等については、別に定める。

（行政処分の執行）

第11条 前条第1項に規定する行政処分及び法第25条第2項の規定により送付された処分移送通知書に基づき行う行政処分の執行は、次に掲げる書類を交付して行う。

- (1) 法第22条第1項又は法第25条第2項第1号の規定による指示指示書（別記様式第14号）
- (2) 法第23条第1項又は法第25条第2項第2号の規定による営業停止命令営業停止命令書（別記様式第15号）
- (3) 法第24条第1項又は法第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令営業廃止命令書（別記様式第16号）

2 前項各号の書類は、交通企画課長が作成し、管轄署の署長に送付するものとする。

3 前項の規定により送付を受けた署長は、速やかにこれを当該自動車運転代行業者に交付するとともに、受領書（別記様式第17号）を徴し、本部長に報告しなければならない。

4 交通企画課長は、指示を行ったときは法第22条第1項の規定に基づき国土交通大臣に指示通知書（別記様式第18号）で通知し、命令を行うときは、法第23条第3項又は法第24条第2項の規定に基づきあらかじめ国土交通大臣と営業の停止命令協議書（別記様式第19号）又は営業の廃止命令協議書（別記様式第20号）により協議を行い、その同意を得なければならない。

（台帳等の備付け）

第12条 署長は、自動車運転代行業者の実態を把握するため、次の調査表等を2部作成し、1部を本部長に送付するとともに、1部を保管し、異動あるごとに整理しておかななければならない。

- (1) 自動車運転代行業者調査表（別記様式第21号）
- (2) 自動車運転代行業務従事者名簿（別記様式第22号）
- (3) 各種届出変更表（別記様式第23号）
- (4) 特異事犯等調査表（別記様式第24号）

2 交通企画課長は、次の台帳等を作成し、整理保管しておかなければならない。

(1) 自動車運転代行業認定台帳（別記様式第25号）

(2) 受理番号台帳（別記様式第26号）

(3) 認定証番号（別記様式第27号）

（資料等の整備）

第13条 署長は、申請書等の提出を受けたとき又は公安委員会から通知書等の送付を受けたときは、受付簿（別記様式第28号）に記載し、その処理結果を明らかにしておかなければならない。

2 署長及び交通企画課長は、受理した申請書等を運転代行業者ごとに編てつし、原則として認定番号順に整理し、保管しておかなければならない。

（補則）

第14条 その他自動車運転代行業に係る必要事項については、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 （平成17年4月1日本部訓令第13号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年3月31日本部訓令第12号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年3月27日本部訓令第8号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にある改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の事務取扱いに関する訓令別記様式第11号による身分証明書は、改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の事務取扱いに関する訓令別記様式第11号による身分証明書とみなす。

附 則 （平成28年3月31日本部訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年12月12日本部訓令第12号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 （令和2年12月23日本部訓令第31号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則(令和3年7月30日本部訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年7月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において性別欄、本籍欄等が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

別記様式第1号（第3条関係）

徳警 第 号
年 月 日

徳島県警察本部長 殿

警察署長

自動車運転代行業認定進達書			
主たる 営業所	名 称		
	所 在 地		
申 請 者	氏名又は名称		生年月日 年 月 日生()
	住 所		
	法人の場 合代表者	氏 名	生年月日 年 月 日生()
		住 所	
認定申請者（法人の場合 は役員全員）、法定代理 人等が法第3条に掲げる 人的欠格条項に該当する か。	1 申請者（法人の場合は代表者）		
	<input type="checkbox"/> 該当する。	該当する場合罪名、刑名、刑	
	<input type="checkbox"/> 該当しない。	期、刑の確定日及び該当事項	
	2 法定代理人		
	<input type="checkbox"/> 該当する。	該当する場合罪名、刑名、刑	
	<input type="checkbox"/> 該当しない。	期、刑の確定日及び該当事項	
	3 法人の場合は役員全員		
	<input type="checkbox"/> 該当する。	該当する場合罪名、刑名、刑	
	<input type="checkbox"/> 該当しない。	期、刑の確定日及び該当事項	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 不備はない。	不備がある場合はその	
	<input type="checkbox"/> 不備がある。	詳細	
認定に対する意見			

注 該当する数字を○で囲み「□」の中に「レ」印をし、所要事項を記入すること。

別記様式第2号（第4条関係）

徳公委第 号
年 月 日

殿

徳島県公安委員会

認 定 に 関 す る 協 議 書

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転
代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があつ
たので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業
の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添え
て協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があつたものとして取り扱
います。

記

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 予定している処分の内容
- 3 理由
- 4 担当者（氏名及び連絡先）

(表面)

別記様式第3号(第4条関係)

徳公委第 号
年 月 日

殿

徳島県公安委員会

認定に関する通知書

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により認定をしないこととしたので通知します。

理由

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項は、裏面のとおりです。

(裏面)

この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求を行ったときは、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所

氏名

受 領 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 5 条第 3 項の規定に基づく
認定に関する通知書を受け取りました。

殿

徳島県公安委員会

認 定 取 消 協 議 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項に基づき協議します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合は、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

記

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 認定取消しの理由

3 担当者（氏名及び連絡先）

(表面)

別記様式第6号(第5条関係)

徳公委第 号
年 月 日

殿

徳島県公安委員会

認 定 取 消 処 分 通 知 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

運転代行業者名	
住 所	
認定年月日及び 認定証番号	
取 消 理 由	

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項は、裏面のとおりです。

(裏面)

この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求を行ったときは、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第7号（第5条関係）

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所

氏名

受 領 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定による
認定取消処分通知書を受け取りました。

別記様式第8号（第6条関係）

徳公委第 号
年 月 日

殿

徳島県公安委員会

変 更 届 出 通 知 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

記

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり。

3 担当者（氏名及び連絡先）

別記様式第9号（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
--------	-------

認 定 証 返 納 届 出 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条の規定により届出をします。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所
届出者
氏名

事業所	名 称			
	所 在 地			
認定証を交付した公安委員会		公安委員会	認定証番号	
返納事由発生年月日				
返 納 事 由				

別記様式第10号（第7条関係）

徳公委第 号
年 月 日

殿

徳島県公安委員会

認 定 証 返 納 通 知 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、次のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

記

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 返納年月日

2 認定証を返納した理由

3 担当者（氏名及び連絡先）

写真	押出	スタンプ	<h2 style="margin: 0;">身 分 証 明 書</h2> <p style="margin: 0;">官 職 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0;">上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条 第1項の規定による立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">徳島県公安委員会 印</p>	第 号	
85.6					
54.0					

（裏 面）

<p style="text-align: center;">自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（抜粋）</p> <p>第21条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第12号（第9条関係）

立 入 検 査 実 施 表

立入検査年月日	年 月 日	官職氏名	
運転代行業者名			
立入警察職員			
立入検査の概要			

別記様式第13号（第10条関係）

徳警第 号
年 月 日

徳島県警察本部長 殿

警察署長

自動車運転代行業者に対する行政処分上申書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、次のとおり行政処分を行う必要がある为上申する。

氏名（名称）				届出年月日		
事業所の所在地						
営業者は（代表者の）	本籍					
	住所					
	氏名・生年月日					
	認定証	公安委員会	認定年月日		番号	
行うべき行政処分の種別		<input type="checkbox"/> 指示 (法第22条第1項)	<input type="checkbox"/> 営業停止命令 (法第23条第1項)		<input type="checkbox"/> 営業廃止命令 (法第24条第1項)	
上申事由発覚の端緒						

上申事由の詳細	
平素における営業状況 及び過去の違反状況	
上申についての意見	
取扱者の官職氏名	

(表面)

別記様式第14号 (第11条関係)

徳公委第 号
年 月 日

殿

徳島県公安委員会

指 示 書

第22条第1項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第25条第2項第1号

の規定により、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
注1 この指示に違反した場合は、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第23条第1項による営業の停止処分を受けることがあります。 2 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項は、裏面のとおりです。	

(裏面)

この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求を行ったときは、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(表面)

別記様式第15号 (第11条関係)

徳公委第 号
年 月 日

殿

徳島県公安委員会

営 業 停 止 命 令 書

第23条第1項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第25条第2項第2号

の規定により、次のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
営業停止の範囲	
営業停止期間	年 月 日から 年 月 日までの間
営業停止命令 を行う理由	

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項は、裏面のとおりで。

(裏面)

この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求を行ったときは、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(表面)

別記様式第16号 (第11条関係)

徳公委第 号
年 月 日

殿

徳島県公安委員会

営 業 廃 止 命 令 書

第24条第1項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第25条第2項第3号

の規定により、次の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

住 所	
廃止命令を行う理由	

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項は、裏面のとおりです。

(裏面)

この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えに関する留意事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求を行ったときは、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第17号（第11条関係）

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所

氏名

受 領 書

指示書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定による 営業停止命令

営業廃止命令

を受け取りました。

別記様式第18号（第11条関係）

徳公委第 号
年 月 日

殿

徳島県公安委員会

指 示 通 知 書

第22条第1項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第25条第2項第1号

の規定により指示を行ったので、次のとおり通知します。

記

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 指示事項

別紙のとおり

3 担当者（氏名及び連絡先）

別紙

指 示 年 月 日	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
その他参考事項	

注 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

殿

徳島県公安委員会

営業の停止命令協議書

第23条第1項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第25条第2項第2号

の規定により、次のとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

記

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 営業停止命令の内容等
別紙のとおり。

3 担当者（氏名及び連絡先）

別紙

命 令 年 月 日 (予 定)	
営 業 停 止 命 令 の 内 容	
営 業 停 止 命 令 を 行 う 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

注 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

殿

徳島県公安委員会

営業の廃止命令協議書

第24条第1項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第25条第2項第3号

の規定により、次のとおり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

記

1 営業廃止命令の対象となる者

2 営業廃止命令を行う理由

3 担当者（氏名及び連絡先）

別記様式第21号（第12条関係）

自動車運転代行業者調査表

認定公安委員会		徳島県公安委会	認定年月日		認定番号	
申請届出年月日						
名 称						
営業所の所在地						
営は業代者表又者	住 所 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生				
安管全理運者転	住 所 氏 名 生 年 月 日 管 理 者 証	年 月 日生 公安委員会・交付番号				
備 考						

別記様式第22号（第12条関係）

自動車運転代行業務従事者名簿

ふりがな		
氏名		
住所		
生年月日		年 月 日生
業務従事者 となった日		年 月 日
運 転 免 許 証	種類	
	番号	
	有効期間の末日	
備考		

別記様式第25号（第12条関係）

自動車運転代行業認定台帳

認定年月日番号		年 月 日	第 号
名 称			
主たる営業所の所在地			
営は業代者表又者	住 所 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生	
安管全理運者転	住 所 氏 名 生 年 月 日 管 理 者 証	年 月 日生 公安委員会・交付番号	
参 考 事 項			

